先天性代謝異常等検査事業に係る検体の利用申請書

　　年　　月　　日

　　山梨県知事　殿

：

機　関　名： 印

　貴県の先天性代謝異常等検査事業に係る検体(ろ紙血)の利用について、次のとおり申請します。　なお、利用にあたっては、個人情報保護等に関する法令及び別紙個人情報取扱特記事項を遵守いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用目的 |  |
| 利用責任者 |  |
| 利用期間 |  |
| 利用場所 |  |
| 利用の根拠 | ※原則次の事項を記載してください。  ・根拠法令　・倫理審査委員会の承認日及び受付番号等  ・利用目的外の個人情報の利用に関する同意書の有無 |
| 保管方法  別紙第6条(2) | ※個人情報の匿名化についても記載してください。 |
| 検体の送付先 | 所 在 地：〒  機 関 名：  連 絡 先：TEL FAX  担当者名： |

◎申請書の送付先 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号

　 山梨県 子育て支援局 子育て政策課 母子保健担当あて

　◎利用計画書等及び倫理審査通知書等の参考資料を、添付してください。

別　紙

　　　　　　　　　　　個 人 情 報 取 扱 特 記 事 項

　（基本的事項）

第１条　検体利用者（以下、乙）は，先天性代謝異常等検査に係る検体の利用（以下、利用）の実施に当たっては，個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

　（秘密の保持）

第２条　乙は，利用に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この利用が終了し、又は解除された後においても，同様とする。

（責任体制の整備）

第３条　乙は、この利用の申請時に、作業従事者の監督その他作業現場における本件個人情報の適正な管理について責任を有する者（以下「セキュリティ責任者」という。）を選任し、書面（利用申請書）によりこれを山梨県（以下、甲）に報告しなければならない。セキュリティ責任者に変更のあったときも同様とする。

（作業従事者等に対する周知等）

第４条　乙は、作業従事者及びセキュリティ責任者に対し、あらかじめ次に掲げる事項を周知するとともに、本件個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

　（１）この個人情報取扱特記事項の内容

　（２）在職中及び退職後においても本件受託業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。

　（３）利用に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したとき又はその業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、若しくは盗用したときは、山梨県個人情報保護条例（平成１７年山梨県条例第１５号）により罰則が適用される場合があること。

（作業場所の限定等）

第５条　乙は、甲の指示又は事前の承認があるときを除き、甲の庁舎又は乙の利用申請書における利用場所（次項において「庁舎等」という。）以外の場所で本件個人情報を取り扱わないものとする。

２　乙は、甲の指示又は事前の承認があるときを除き、庁舎等から本件個人情報を持ち出さないものとする。本件個人情報を持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化等、安全確保のために必要な措置を講ずるものとする。

（個人情報の適切な管理）

第６条　乙は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、本件個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全確保のために必要な措置を講じなければならない。

　（１）乙の管理に属さない情報機器等を利用して本件個人情報を取り扱わないこと。

　（２）本件個人情報は、紙媒体、電磁的記録を問わず、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管する等、適切に管理すること。

　（３）甲の指示又は事前の承認があるときを除き、利用を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならないこと。

　（４）本件個人情報が記録された資料等のうち不要となったものについて、業務終了後直ちにこれを甲に返却し、又は引き渡すこと。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとすること。

（取得の制限）

第７条 乙は、利用を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により取得しなければならない。

２　乙は、利用を行うために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第８条　乙は、甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件個人情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

（調査等）

第９条　甲は、乙による本件個人情報の取扱い状況を調査するため必要があると認めるときは、実地に調査・監査を行い、又は乙に対して説明若しくは報告をさせることができる。

（指示）

第１０条　甲は、乙による本件個人情報の取扱いが不適当であると認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（事件等の報告）

第１１条　乙は、本件個人情報の漏えい、滅失又はき損に係る事件又は事故（本条において「事件等」という。）が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その事件等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事件等に係る個人情報の項目・内容・数量、当該事件等の発生場所、発生状況等を詳細に記載した報告書及び今後の対処方針を記した文書を提出し、甲の指示に従うものとする。

２　乙は、利用について事件等が発生したとき、甲が必要に応じ乙の名称を含む当該事件等の概要を公表することを受忍するものとする。

（利用停止）

第１２条　甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、利用を停止させることができるものとする。

（損害賠償について）

第１３条　利用に関し，個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は，乙が負担するものとする。